平成２６年（フ）第２８７号
愛知県岡崎市美合西町字白針26番地10
債務者　小川　竜司
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都築　真琴
4　破産債権の届出期間　平成26年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６０１号
名古屋市名東区社台１丁目205番地の３
債務者　若原　富夫
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　良人
4　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２号
山口市小郡下郷321番地２　サンヨーハイツ第５－９
債務者　豊臣　彦造
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　詩土
4　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
山口市糸米１丁目３番35号
債務者　木村　弘之
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　和義
4　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午後３時
6　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９３号
岡山県美作市江見472番地
債務者　宮本　銘一
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財津　唯行
4　破産債権の届出期間　平成26年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月16日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第３６２号
川崎市麻生区細山５丁目25番７号　グランドメゾン細山108、前住所東京都町田市南大谷705番地６　ユニヴェルシオール学園の丘720
債務者　矢澤慎太郎
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　佳隆
4　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月18日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３７３号
川崎市中原区下小田中２丁目21番１―103号　フラグランス原
債務者　飯島　功次
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　健二
4　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３７４号
川崎市中原区下小田中２丁目21番１―103号　フラグランス原
債務者　飯島　康子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　健二
4　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
北海道富良野市山部東町２番７号
債務者　滝口　光信
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大箸　信之
4　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１１号
静岡市清水区船越南町801番地の11
債務者　松井　春夫
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　悠理
4　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９２号
川崎市川崎区渡田向町３番８号
債務者　石川　智之
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　諭
4　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６６号
新潟市中央区南笹口１丁目１番20号　新潟駅南ハイツ104号、前住所新潟市中央区南笹口１丁目11番１号
債務者　森田　正男
1　決定年月日時　平成26年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成26年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月24日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５８５号
広島市中区白島北町17番１―402号
債務者　髙原　由佳
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宝　明義
4　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３６号
愛知県岡崎市大西町仁田７―３　シャトー岡崎１番館602号、住民票上の住所愛知県額田郡幸田町大字深溝字小山46番地２
債務者　本田　浩久
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係